

## 先端設備等に係る固定資産税の特例措置について

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けることで、中小企業等が新たに取得した機械装置等の償却資産について、固定資産税（償却資産）の課税標準の特例が適用されます。

### 1. 中小事業者等が取得した設備等に対する課税標準の特例の概要

中小事業者等が、期間中（平成30年6月6日～令和5年3月31日※）に、本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定の要件を満たす設備を新規取得した場合、対象となる事業用家屋・償却資産の課税標準額が、3年度にわたりゼロとなります

なお、計画の認定を受けた資産が全て課税標準の特例の対象となるわけではありません。

※構築物については令和2年4月30日～令和5年3月31日

### 2. 特例対象者

中小企業等経営強化法に規定する中小事業者で、先端設備等導入計画の認定を受けたもののうち、以下のもの。

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、以下の法人は中小事業者とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

### 3. 特例対象資産の要件

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定後に取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの。

- ① 生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること。
- ② 生産、販売活動等に直接使用するものであること
- ③ 中古資産でないこと

《対象となる設備》

設備の種類	販売開始時期	最低取得価格	適用期間 (取得時期)
機械装置	10年以内	160万円以上	平成30年6月6日～令和5年3月31日
測定工具及び 検査工具	5年以内	30万円以上	
器具備品	6年以内	30万円以上	
建物附属設備	14年以内	60万円以上	令和2年4月30日～令和5年3月31日
構築物	14年以内	120万円以上	

※ 建物附属設備は償却資産に課税されるものに限る。

#### 4. 特例適用年度

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3年度分

#### 5. 償却資産申告書に添付が必要な書類

- ① 償却資産課税標準の特例適用資産届出書（宇治市様式又は京都地方税機構様式）
  - ② 「先端設備等導入計画認定書」の写し
  - ③ 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
  - ④ 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
  - ⑤ 「工業会等による証明書」の写し
- ※リース会社が申告する場合は上記書類以外に、別途以下の書類も必要になります。
- ⑥ 「リース契約見積書」の写し
  - ⑦ 「リース事業協会が確認した軽減額計算書」の写し

#### \*\*\*よくあるご質問\*\*\*

1. 先端設備等導入計画の認定前に取得した設備は、特例措置を受けることができますか。

本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができません。

2. 賦課期日（1月1日）時点で租税特別措置法上の「中小事業者等」に該当しなくなった場合、特例措置の対象となりますか。

本特例措置の適用を受けるためには、賦課期日（1月1日）時点において、租税特別措置法上の「中小事業者等」である必要があります。このため、賦課期日（1月1日）時点で「中小事業者等」に該当しなくなった場合は、本特例措置の対象とはなりません。

3. 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載した設備の取得価額と、実際の取得価額（償却資産申告書に記載する取得価額）が異なるのですが、特例措置は受けられますか。

差額が通常想定されうる程度の差額（見積価格と購入価格との差額、附属機器分の差額等）である場合、対象となる設備が同一であることの確認ができれば、特例措置を受けることができます。

後日、追加資料の提出を依頼させていただく場合もございますので、その際はご協力をお願いいたします。